

## 平成27年度日常生活自立支援事業実績報告

生活支援員の皆様におかれましては、昨年度日常生活自立支援事業にご理解、ご協力いただきありがとうございました。平成27年度における本事業の実績（過去2年分含む）をご報告いたします。

### 1. 問い合わせ・相談援助件数について

	認知症 高齢者等	知的 障害者等	精神 障害者等	不明・ その他	その他 (本事業 以外)	合 計
平成25年度	7,748	3,381	5,976	1,427	345	18,877
平成26年度	8,720	4,721	7,254	2,225	288	23,208
平成27年度	8,542	5,232	7,973	2,348	173	24,268

問い合わせ・相談援助件数は、制度発足後年々増加しています。近年では、知的障害者等、精神障害者等を対象とした件数が伸びています。

### 2. 新規契約締結件数

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合 計
平成25年度	52	18	27	14	111
平成26年度	59	20	30	26	125
平成27年度	44	20	25	8	97

新規契約締結件数は、制度発足後毎年度増加していましたが、平成27年度は、前年度に比べ18件減少しています。問い合わせ・相談援助件数は増加していることから、制度利用に至らなかったケースや成年後見制度等、他制度の利用に繋がったケースが増加していることが想定されます。

なお、平成28年7月末の新規契約締結件数は30件であり、前年同月末実績37件と比べ7件減少しています。

### 3. 実契約締結件数

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合 計
平成25年度	164	80	101	36	381
平成26年度	177	95	122	49	443
平成27年度	182	105	132	45	464

実契約締結件数については、制度発足後、毎年度増加しており、平成27年度末の実契約締結件数は、解約者の減少もあり、前年度より21件増となっています。

市町村別の契約件数と生活支援員数の状況は次の通りです。

### 市町村別実契約締結件数と生活支援員数（平成28年3月31日現在）

市町村名	認知症 高齢者等	知的 障害者等	精神 障害者等	その他	合計	生活支援員数	
						登録者数	実活動者数
富山市	34	26	32	7	99	97	49
高岡市	33	17	19	2	71	55	31
魚津市	22	0	23	3	48	32	26
氷見市	3	4	3	1	11	3	2
滑川市	17	2	4	3	26	12	8
黒部市	15	4	0	5	24	13	9
砺波市	20	10	15	3	48	23	18
小矢部市	8	6	15	3	32	23	14
南砺市	10	22	10	9	51	59	41
射水市	9	8	3	4	24	32	19
舟橋村	0	0	0	0	0	2	0
上市町	4	1	4	0	9	10	9
立山町	2	0	3	0	5	6	3
入善町	3	5	1	1	10	7	5
朝日町	2	0	0	4	6	7	5
合計	182	105	132	45	464	381	239

本事業の利用者数に対し、生活支援員の実活動者数から、平均すると生活支援員1人あたり2人の利用者に対応していることとなります。契約の解約や利用者の居住地の関係もあり、活動しておられない生活支援員の方もおられますが、今後も引き続き本事業に対するニーズの高まりが予想されますので、様々な機会を通じ、生活支援員活動の周知と担い手の募集を行うとともに、地域や技術の向上のために研修会の充実に努めてまいります。

## 新規生活支援員養成研修を開催しました

7月5日（火）・21日（木）の両日、富山県総合福祉会館（サンシップとやま）で新規生活支援員養成研修会を開催しました。前期日程では、本事業の概要・生活支援員の業務と役割のほか、福祉援助職に求められる視点、認知症がある高齢者の特性と支援方法、精神障害がある方の理解やそれぞれの特性に応じた支援のあり方を学びました。後期日程では、知的障害がある方の理解やそれぞれの特性のほか、生活支援員の効果的なコミュニケーションと題し、生活支援員に求められる姿勢・態度、コミュニケーション方法等について、演習を通して学んでいただきました。

研修では、先行活動者を含めて33名の方が全課程を修了し、生活支援員として本会に登録されました。これにより、平成28年7月末現在の登録者は、367名（前年同期比8名減）となりました。

生活支援員は、地域における権利擁護の要です。どうか、地域にこだわった活動を通して、利用者さんの声を安心して暮らせるまちづくりや地域全体の幸せにつなげていただきたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



## 演習のポイント

後期日程の午後は、「生活支援員の効果的なコミュニケーション」と題し、富山国際大学子ども育成学部教授の村上満氏から、講義と演習を通し、生活支援員に求められるスキルについて学びました。

講義では、高齢者・障がい者を取り巻く「あん・ぼん・たん」問題について、**安心・安全**を確保する環境づくり、**本音**を言える関係づくり、**単純**（時には**短期**）なやさしい仕組みづくり、といった問題解決の地域福祉活動の必要性や「傾聴」を基本としたコミュニケーション手法を学びました。

演習では、グループに分かれて「セブクロス（7×7）法」を用いて、生活支援員活動をするにあたって不安を感じていることを話し合っていました。

また、「ワールド・カフェ」の手法を使い、参加者が他のグループをまわり、グループで話し合ったことの説明を受け、自分たちのグループで話し合った内容を持ち寄り、より深めた話し合いを行いました。

各グループでは、「利用者との関わり方や信頼関係のつくりかた。」「どんな利用者さんの担当になるのか。」「支援員の活動は自分に出来るのか。」「具体的にどのようなことをするのか。」など、様々なことがあげられましたが、既に活動している支援員さんから生の話を聞くことで、不安な想いが払しょくされ、ご自身の活動のイメージがついているように思われました。

村上教授からは、「活動に際しては、社会福祉協議会の専門員とのしっかりとした情報共有の上で、利用者さんとの信頼関係をつくるための「傾聴」や「会話のキャッチボール」を大切に、丁寧な生活支援のサービスの展開をしていただきたい」と助言をいただきました。

参加者アンケートでは、「活動地域での生活支援員の交流・研修の場が欲しい」「活動しておられる生活支援員の方の失敗したことやうれしかったことなどの実践事例を聞いてみたい」など、様々なご意見をいただきました。

活動に際し不安もあると思いますが、利用者さんとの出会いを大切に支援にあたっていただければと思います。

これから活動される支援員さんも、既に活動している支援員さんも、活動の中で悩んだり、迷ったりすることもあると思いますが、決して一人で抱え込まずに社会福祉協議会の専門員に相談をしてください。

なお、例年開催しております「生活支援員登録者研修会」については、12月に開催を予定しております。日程等詳細が決まり次第、生活支援員の皆様にご案内いたします。



## 最近の気になる言葉… **成年後見制度利用促進法（平成28年4月施行）**

この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある方を社会全体で支えることが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこのような方をさせる重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことを鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

参議院では「障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備等について検討を行うこと」といった自己決定権を尊重する旨の附帯決議が採択されています。

### 事務局からのお知らせ

#### 成年後見制度と日常生活自立支援事業の説明・相談に伺います。

富山県社会福祉協議会では、一般社団法人 富山県社会福祉士会との共催で「高齢者・障がい者の権利擁護のための出前講座」を開催しています。

成年後見制度や日常生活自立支援事業について、「制度の名前は聞いたことあるけど、具体的にどうしたら利用できるの?」「どんなことをしてくれて、お金はいくらかかるのかしら?」など、制度の内容から手続きの仕方、個別の相談等について、申込み団体が指定する開催場所に職員が伺い出前講座を行います。

事務局で、随時開催希望を受けつけていますので、皆さんの自治会の集会や、所属団体での勉強会などでご活用ください。

※ 本広報誌に関するご意見・ご感想・今後の内容に関するご要望等がありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。



社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉・ボランティア振興課

(担当：宮崎、水井)

〒930-0094 富山市安住町5番21号 サンシップとやま3階

TEL : 076-432-6157 FAX : 076-432-6124

